

函 環 第 7 号
令和 2 年 1 月 1 0 日

ダイヤランド区長 様

函南町長 仁科 喜世



「函南町環境美化指導員」及び「函南町廃棄物減量等推進員」の推薦について（依頼）

日ごろより、町環境衛生事業に多大なるご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴自治会からご推薦を受け、町が委嘱しました「函南町環境美化指導員」及び「函南町廃棄物減量等推進員」の任期が、令和 2 年 3 月 31 日付けで満了となります。

つきましては、来年度より活動していただける各委員の方を、別紙「函南町環境美化指導員推薦書」及び「廃棄物減量等推進員推薦書」により、ご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和 2 年 2 月 14 日（金） 2 月区長会の時に提出してください。
※委員が決定していない場合は、3 月 6 日（金）までに、環境衛生課に提出してください。
- 2 提出場所 区長会会場（委員が決定していない場合は、環境衛生課）
- 3 提出書類 函南町環境美化指導員推薦書、廃棄物減量等推進員推薦書
- 4 推薦人数 各 1～3 名程度（世帯戸数の多い区については 3 名程度）
- 5 任 期 両委員ともに委嘱日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 6 活動内容 別紙資料のとおり
- 7 その他 活動内容に関連がありますので、各区衛生委員長または、それぞれの委嘱委員と重複してもかまいません。

〔担当者〕 函南町環境衛生課 進士

〔電話番号〕 055-979-8112

Fax 055-978-3027

函南町廃棄物減量等推進員について

1. 推進員制度の設置

「函南町廃棄物の処理及び減量に関する条例」の規定により、ごみの減量化及び資源化並びに環境美化について、地域と連携をとりながら町民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的に各区の推薦により設置されます。

2. 推進員の任期

推進員の任期は委嘱日から令和3年3月31日までです。

3. 推進員の活動内容

定期的に（月1回以上）区内を巡回し、下記の活動をしてください。

- (1) ごみの減量化及び資源化並びに環境美化の推進に関する活動
- (2) ごみ集積所における分別及び排出マナーの指導
- (3) 資源ごみの集団回収等の資源化活動の推進指導
- (4) ごみの不法投棄等不適正処理に関する町への通報
- (5) その他町のごみ減量等の施策への協力

※身分証明書・腕章を配布しますので、活動中は常に携帯し住民より求めがあった場合は提示してください。

4. 活動状況の報告

毎月の活動状況を、別紙報告書により翌月の10日までに環境衛生課に報告してください。（3月分の報告書は、令和3年3月15日（月）までに提出してください）

5. 研修会等の開催

推進員の会議・研修会を必要に応じ開催します。

6. 推進員に対する支援

報告書の提出・会議等への出席実績により、謝礼をさせていただきます。

※謝礼の支払いが出来なくなりますので、報告書は必ず提出してください。

函南町環境美化指導員について

1. 環境美化指導員の設置

「函南町まちをきれいにする条例」の規定により、ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、地域における快適な環境を確保することを目的に各区の推薦により設置されます。

2. 指導員の任期

指導員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までです。

3. 指導員の活動内容

定期的に（月1回以上）区内を巡回し、下記の活動をしてください。

- (1) ポイ捨てや飼い犬の散歩中などにふんの処理用具を持たなかったり、飼い犬のふんを始末しない人を見かけた時は指導してください。
- (2) ポイ捨て禁止や飼い犬のふんの始末についての看板が環境衛生課にありますので、必要に応じて設置してください。

※身分証明書・腕章を配布しますので、活動中は常に携帯し住民より求めがあった場合は提示してください。

4. 活動状況の報告

3ヶ月毎に巡回した時の状況や指導した内容を、別紙報告書により環境衛生課に提出してください。（第4四半期分の報告書は、令和3年3月15日（月）までに提出してください）

特に悪質な事例については、環境衛生課で対応しますので随時連絡をしてください。指導に従わず特に悪質な場合は、違反者の氏名等の公表を町長に請求することができます。

5. 研修会等の開催

指導員の会議・研修会を必要に応じ開催します。

6. 指導員に対する支援

報告書の提出・会議等への出席実績により、謝礼をさせていただきます。

※謝礼の支払いが出来なくなりますので、報告書は必ず提出してください。